

鶴岡市 保存版

生活系ごみの 分け方・出し方

～ごみの減量とリサイクルのために～

ルールを守りましょう!

- ごみは、自分の町内会のステーションに出して下さい。他の町内には出せません。
- 指定された時間帯にごみステーションに出して下さい。
- 週休日(土・日)は収集しませんので、出さないで下さい。ごみ収集カレンダーで収集日を確認して下さい。
- 指定袋以外で出されたものや、分別されていないものは、収集しません。
- ごみが多い場合は、次回以降の収集日に回すなど複数回に分けて出すか、直接各施設に持ち込んで下さい。
- 商店や飲食店、会社、医院、農漁業者などから出る「事業系ごみ」は、ごみステーションには出せません。

お問い合わせ先(市外局番:0235)

ごみの分別と収集について

廃棄物対策課 22-2848 藤島庁舎市民福祉課 64-5807
 羽黒庁舎市民福祉課 26-8774 榎引庁舎市民福祉課 57-2116
 朝日庁舎市民福祉課 53-2114 温海庁舎市民福祉課 43-4613

ごみの持込みについて【有料となります】

もやすごみ ⇒ 鶴岡市ごみ焼却施設 22-2849
 <受付時間8:30~11:50/13:00~17:00>
 もやすごみ以外 ⇒ 鶴岡市リサイクルプラザ 35-3557
 <受付時間9:00~11:50/13:00~16:30>



分別区分

分け方(ごみの種類)・出し方(注意点)

もやすごみ



●「茶色」の市の指定袋に入れて出して下さい。

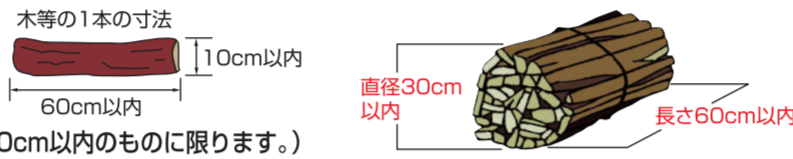


※☑のついた容器包装類でも、中身をきれいに取り除くことが容易でないもの(わさびやマヨネーズ等のチューブ類など)、汚れがひどいもの、容器包装類に該当するか判断できないものは「もやすごみ」とします。

袋に入れないでしぼって出してよいもの...

- 木材等 = 板切れ・雪囲いの竹や杭など
 - 庭木の剪定枝木・枝豆・花束
- 【葉や花が散乱しないようにして下さい。】
 (上の2つは、長さ60cm以内、直径30cm以内の束に ただし、1本の直径は10cm以内のものに限ります。)

※下記の寸法が守られていない場合は収集しませんのでご注意ください。



- ◎ござ・すだれ・風呂用マット(束の直径は10cm以内)
- ◎座敷ほうき・竹ほうき(しぼらずに、そのまま出せます。)
- ◎まな板(木製・プラスチック製)(そのまま出せます。)

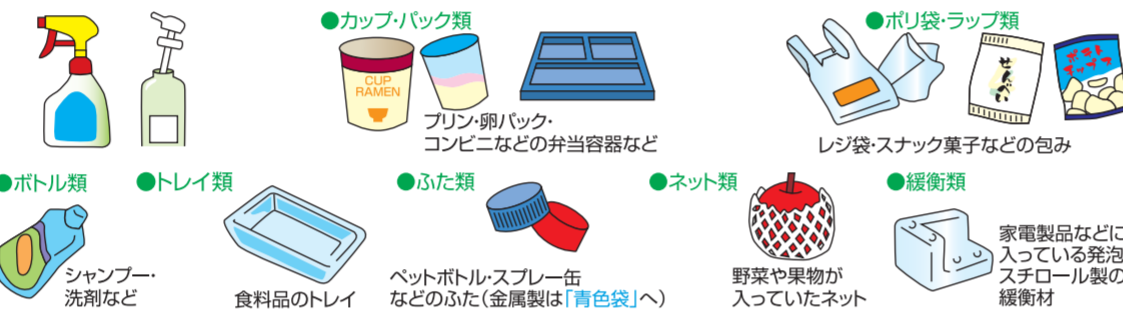


のついた容器包装類



●「桃色」の市の指定袋に入れて出して下さい。

●容器包装とは、資源物商品を入れたもの(容器)や包んだもの(包装)であって、中身の商品を取り出した(使った)後不要となるものをいいます。



●シャンプー・洗剤等の入れ物(必ず水洗いし水切りをして、ふたをはずして袋に入れて下さい。)

●容器類 = 食品容器、カップ麺など(食品を取り除き、必ず水洗いし水切りをして出して下さい。)

※食品トレイはスーパー等の店頭回収に引き続きご協力下さい。

マークがついていても入れてはいけないもの...

汚れの付着したものは出せません(茶色袋へ)

- ◎「菓子袋の乾燥剤、刺身の保冷剤」などにも☑の表示があるものがありますが、中身が入っている場合は「茶色袋」に入れて下さい。
- ◎在宅医療に伴う容器類にも☑の付いたものがありますが、使用後に感染の心配があるものや、針の付いたものがあり大変危険です。医療機関・薬局からきちんと指導を受けた「感染性・危険性」がないものだけ収集しますので「茶色袋」に入れて下さい。

ペットボトル



●「黄色」の市の指定袋に入れて出して下さい。



資源ごみ

古紙類(新聞・雑誌・ダンボール・飲料用パック・雑がみ)は資源です。各地域で実施している「資源回収」や「資源回収業者」などに出して下さい。※資源となる紙類は種類別にまとめ、紙ひも等ではぼって下さい。※飲料用パック等の資源は、スーパーなどでも店頭回収を行っています。きれいに洗って指定された方法で出しましょう。※識別マーク☑のある紙製容器包装の箱や袋と、以下のような紙は「雑がみ」として出して下さい。(紙袋に入れて出すこともできます。少ない場合は、雑誌類と一緒に出せます。)

- ◆カレーやシチューなどの箱
- ◆お菓子の箱
- ◆ティッシュペーパーの箱(ビニールを取り除く)
- ◆包装紙や紙袋類
- ◆コピー用紙・封筒類
- ◆はがきやカレンダーなど

(注)食品がついて取れないもの、汚れたものは「茶色袋」に入れて下さい。また、紙以外の金具やビニールなどははずし、それぞれ該当する袋に入れて下さい。

※一升びん・ビールびんは酒類販売店でも引取りを行っています。



びん・缶



●「緑色」の市の指定袋に入れて出して下さい。



金属・その他



●「青色」の市の指定袋に入れて出して下さい。



危険物を指定袋に入れるときは...

- ◎カセット式ガスボンベ・スプレー缶・使い捨てライター 必ず使い切り、ガスを抜いて中を空にする。
- ◎割れたガラス、針・カミソリやカッターの刃・包丁・アイスピックなど危なくないように紙などに包む。

粗大ごみ(有料)

粗大ごみとは、耐久消費財を中心とする比較的大型の固形廃棄物で、一辺の大きさが概ね30cm以上のものを指します。

☆粗大ごみは、ごみステーションに出せません。(解体したのも同じです。)



●収集を申し込む場合は、許可業者に依頼して下さい。●リサイクルプラザでは、平日の持込みを受け付けています。

注1 「市で取り扱わないごみ」をご参照下さい。

注2 綿の布団は、ごみ焼却施設に直接持込んだ場合は「もやすごみ」として受け付けます。【有料】1家庭、1日10枚まで持込可

蛍光灯・乾電池等

蛍光灯・乾電池はきちんと分けて出して下さい

- 蛍光灯=割らずに購入時のケースなどに入れて出して下さい。(ケースがない場合や割れたものは新聞紙等に包んで出して下さい。)
- 乾電池=別の袋に入れて出して下さい。※ある程度中身が確認しやすい袋に入れて下さい。
- 電子タバコやモバイルバッテリーも別の袋に入れて出して下さい。

※いらなくなった水銀の温度計や体温計は、ステーションに出さないで 鶴岡市廃棄物対策課・各庁舎市民福祉課に持ち込んで下さい。

ごみ収集カレンダーに記載した許可業者又は産業廃棄物許可業者にお問い合わせ願います。

- 危険物(ガスボンベ・火薬等) ●建築解体に伴うもの
- 農薬・薬品等 ●消火器 ●廃油 ●塗料
- 自動車の部品(タイヤ・バッテリー・スポイラー等)
- 家電リサイクル対象品 ●パソコン(ブラウン管モニター)
- バイク(原動機付自転車を含む) ●農機具 ●大型金庫
- スプリング入りマットレス ●ピアノ ●焼却炉
- コンクリートブロック・煉瓦等 ●自然の岩石・土砂等
- 医療系廃棄物(感染性のもの、注射針など危険なもの)
- 事業活動で発生した産業廃棄物(商店・飲食店・会社・ホテル旅館・医療機関・各種事業場・農漁業者等)

市で取り扱わないごみ

パソコンのブラウン管モニター

●ブラウン管ディスプレイ、チューナー付きディスプレイについては、市で回収していません。購入されたお店や、「一般社団法人パソコン3R推進協会」で回収していただきますので、お問い合わせ下さい。

なお、ご家庭で使用されていたパソコン、液晶ディスプレイ(30インチまで)、マウス、キーボード、ハードディスク、DVD-CD機器(1辺が20cm以内)についてはリサイクルプラザに持ち込みすることができます。

一般社団法人パソコン3R推進協会
 TEL 03-5282-7685 FAX 03-3233-6091

家電リサイクル対象品

●家電リサイクル法等により、次の製品は市で取り扱えません。「家電リサイクル法」等に基づき、各メーカーにより回収・リサイクルされています。販売店に引き取り依頼するか、許可業者に処理を依頼して下さい。

